

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・当法人では有価証券を保有していないため該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの — 旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの — 定額法
 - ・有形固定資産については、備忘価額(1円)まで償却を行い、無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして、減価償却を行う。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金：職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 徳島北障害者支援センター拠点(社会福祉事業)
 - ア 法人本部
 - イ 就労移行支援事業
 - ウ 就労継続支援B型事業
 - エ 相談支援事業
 - ② 蒼生園拠点(社会福祉事業)
 - ア 放課後等デイサービス「ポプラ」
 - イ 放課後等デイサービス「こども未来」
 - ウ 居宅介護支援「アサガオ」
 - ③ 応神町 生活介護拠点(社会福祉事業)
 - ア 生活介護 新規建設事業
 - ④ 応神町 就労継続支援B型拠点(社会福祉事業)
 - ア 就労継続支援B型 新規建設事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類		(単位：円)			
		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地		155,638,537	0	0	155,638,537
建物		74,562,271	0	6,244,031	68,318,240
定期預金		10,000,000	0	0	10,000,000
合	計	240,200,808	0	6,244,031	233,956,777

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	97,596,745	29,278,505	68,318,240
建物	7,748,962	5,582,261	2,166,701
構築物	6,668,799	2,427,845	4,240,954
車両運搬具	35,308,370	28,469,114	6,839,256
器具及び備品	12,413,746	9,520,914	2,892,832
合 計	159,736,622	75,278,639	84,457,983

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	33,492,193	0	33,492,193
合 計	33,492,193	0	33,492,193

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人 等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

給与規程の一部改正

(扶養手当) 第22条 、 (住宅手当) 第23条 追加